

「地籍整備の推進に関する政策評価」の結果の政策への反映状況 (1回目のフォローアップ)のポイント

【勧告先】国土交通省、法務省

【勧告日】令和元年12月6日

【回答日】国土交通省、法務省：令和3年3月23日

※ 政策への反映状況は令和3年3月末時点

調査の背景及び評価の結果等

- 地籍整備は、災害復旧の迅速化、円滑なまちづくり、土地取引の円滑化等のために極めて重要
- 政府は、昭和26年以降、市町村等による地籍調査を計画的に推進。平成22年度からは、「第6次国土調査事業十箇年計画」（平成22年5月25日閣議決定。以下「第6次十箇年計画」という。）に基づく取組等を関係機関が実施
- しかし、全国の地籍調査の進捗率(注)は、平成29年度末時点で52%にとどまっているほか、進捗が著しく遅れている地域も存在
- 今後、南海トラフ地震や首都直下地震等を始めとする様々なリスク等を踏まえると、地籍整備の更なる加速化が必要
- 本政策評価は、①第6次十箇年計画の成果目標の進捗状況の把握・分析、②施策の効果を把握するため、地籍調査の実施状況、国の推進施策の活用状況等を調査し、今後の地籍整備の推進における課題等を把握・検証することを目的として実施



- 第6次十箇年計画期間中に進捗率を8ポイント伸ばす（49%→57%）成果目標に対し、平成29年度末で3ポイントの伸び（52%）
→ 現状のペースで推移する場合、第6次十箇年計画の最終年度である令和元年度までに成果目標を達成することは困難な状況
- 次期十箇年計画の策定に向けて個別の推進施策の実効性を確保するため、調査で把握した問題点を踏まえて国土交通省及び法務省に勧告

(注) 地籍調査の対象面積（全国土面積から国有林野・公有水面等の面積を除いた面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合

ポイント

- 国土交通省及び法務省に対して勧告として指摘した6事項について、1回目のフォローアップとしては必要な対応が講じられている。
- 当省の勧告事項への対応の概要は、次ページ以降のとおり

当省の勧告後、所要の法令改正（詳細は次ページ以降の勧告3及び4参照）が行われたほか、国土交通省は、「第7次国土調査事業十箇年計画」（令和2年5月26日閣議決定。以下「第7次十箇年計画」という。）に、主に次の措置を位置付けるとともに、関連する国土交通省令（地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。））を改正

- 地方公共団体と法務局との連携に係る勧告を受けて、これらの連携の促進を位置付け
- 認証遅延・送付遅延^(注1)の解消策の検討、土地所有者等の立会いの弾力化措置^(注2)の活用に係る勧告を受けて、地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置として、次の二つを位置付け
 - ・ 地籍調査に関する助言を行う有識者等の地方公共団体等への派遣
 - ・ 所有者不明等の場合でも地籍調査を進められるような新たな調査手続の活用
- 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項^(注3)に基づく国土調査以外の成果の活用に係る勧告を受けて、19条5項指定の更なる活用の促進を位置付け

(注) 1 「認証遅延」は地籍図及び地籍簿の作成後6か月以上、認証請求の手続を未実施、「送付遅延」は認証後6か月以上、地籍図及び地籍簿の写しを登記所に未送付のものである。

2 土地所有者等が所在不明で立会いが無い場合、筆界を明らかにする客観的資料（正確な地積測量図等）が存在すれば、市町村等は、法務局等と協議の上、筆界の調査が可能とされている（準則第30条第4項（令和2年6月の改正前の同条第3項））。

3 国土調査法第19条第5項では、国土交通大臣等は、土地に関する様々な測量及び調査を行った者が、当該測量及び調査の成果について、国土調査の成果としての認証を申請した場合であって、その精度又は正確さが国土調査と同等以上であると認めた場合に、当該測量及び調査の成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定（以下「19条5項指定」という。）することができるとしている。

1 認証遅延・送付遅延の解消 解消策を検討し、市町村に 対し助言すること

【国土交通省】

2 筆界未定の予防促進

土地所有者等の立会いの弾力化措置の適用に際しての具体的な運用事例を集約・整理し、市町村に提供すること

【国土交通省】

3 19条5項指定制度の活用実績に係る検証

活用実績が低調な原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証すること

【国土交通省】

- 令和2年1月に、認証等状況の調査（市町村を対象に従来から実施）、都道府県からヒアリング等を行い、それらにより把握した内容を踏まえて、順次、市町村に個別の助言を実施
- このほか、国土調査法に国土交通大臣の市町村等への援助規定が新設され、第7次十箇年計画に、地籍調査に関する助言を行う有識者等（地籍アドバイザー）の地方公共団体等への派遣を位置付け、これらを踏まえて、認証遅延、送付遅延等を地籍アドバイザーの対応分野に追加し、遅延発生市町村への支援を強化
- また、令和2年10月に地籍調査の成果の認証請求に至るまでの留意点を都道府県経由で市町村に通知し、調査終了から原則3か月以内に、遅滞なく認証請求を行うよう要請

- 当該措置を適用した事例を集約・整理し、令和3年2月に都道府県経由で市町村に通知
- このほか、第7次十箇年計画に、所有者不明等の場合でも地籍調査を進められるような新たな調査手続の活用を位置付け、準則改正により、一部の土地所有者等が所在不明の場合でも、筆界案の作成及び公告の手続を経て調査が行えるよう措置

- 民間事業者等が19条5項指定を申請すると、追加的な手間が掛かるなどの指摘を踏まえ、意欲的に申請に取り組んでいる市町村等や民間事業者との意見交換を実施し、民間事業者等にはメリットがないとされる一方で、地籍調査の実施主体である市町村等には効率的な地籍整備につながるというメリットがあり得ることを確認
- 上記を踏まえ、19条5項指定制度の活用促進のための方策について検討し、令和2年3月の国土調査法の改正により、地籍調査を行う市町村等が、民間事業者等に代わって申請できるよう措置され、第7次十箇年計画に、19条5項指定の更なる活用の促進を位置付け

4 地方公共団体と法務局との連携促進（実務的協力^(注1)）

市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知すること【国土交通省】

5 地方公共団体と法務局との連携促進（働きかけ等）

地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、連携について見直し及び促進を図ること

【法務省・国土交通省】

6 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に係る取組

市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行うこと【国土交通省】

- 不動産登記法（平成16年法律第123号）の改正により、地方公共団体が筆界特定の申請をできるよう措置されたこと等を踏まえ、第7次十箇年計画に、地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、準則改正により、登記官に対する協力の求めの規定^(注2)を措置
- また、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容等について、令和2年9月に都道府県経由で市町村等に通知

(注) 1 市町村等からの協力要請に応じ、法務局等が地籍調査に係る住民説明会、現地調査及び成果案の閲覧に出席又は協力すること
2 地籍調査を行う市町村等が、地籍調査に関し、登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務を司る登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができることとした。

（法務省）

- 地図作成作業の実施予定地区等の情報の関係市町村への教示、実施予定地区に関する要望があった場合の対応方法等に係る通知を令和元年12月に各法務局等に発出、同通知において地図作成作業の計画変更の判断基準の一つとして「地図作成作業の実施予定年度と同時期に隣接する地区で地籍調査の実施が予定されている地域であること」を明示（国土交通省）
- 第7次十箇年計画に地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、連絡会議等の設置要領^(注)について、地図作成作業の実施計画及び実施状況、筆界特定の申請予定等を打合せ事項に追加するなどの改正を行い、令和3年1月に都道府県経由で市町村に通知（法務省・国土交通省）
- 法務省は、上記の国土交通省の通知を各法務局等に周知し、国土交通省は、上記の法務省の各法務局等への通知を都道府県経由で市町村に周知することにより、各々の措置事項について周知

(注) 地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会設置要領

- 第7次十箇年計画の前提となる地籍調査の対象面積等の整理について、令和元年8月に、対象面積の定義等を記載した要領を都道府県及び市町村に示し、把握した数値について、国と都道府県等の保有するデータの整合を図った上で、第7次十箇年計画に記載する進捗率を算出
- 地図作成作業の実績と地籍調査の実績を合わせた都市部の実施面積や進捗率を算出し、令和2年8月、国土交通省のホームページに公表

「地籍整備の推進に関する政策評価」の結果の政策への反映状況

テーマ名	地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：令和元年12月6日)
関係行政機関	国土交通省、法務省（回答日：令和3年3月23日） ※ 政策への反映状況は令和3年3月末時点

政策の評価の観点及び結果の概要	
○ 評価の観点	地籍整備の推進に関する施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>〈第6次国土調査事業十箇年計画における成果目標の進捗状況〉</p> <p>「第6次国土調査事業十箇年計画」（平成22年5月25日閣議決定。以下「第6次十箇年計画」という。）の成果目標である「進捗率（注1）」、「地籍調査の実施面積」及び「地籍調査に未着手又は休止中の市町村（以下「未着手・休止市町村」という。）の状況」については、現状のペースで推移する場合、第6次十箇年計画の最終年度である令和元年度末までに達成することは、次のとおり、いずれも困難な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6次十箇年計画期間中に地籍調査の進捗率を49%から57%へと8ポイント伸ばすという目標に対し、平成29年度末での実績は52%にとどまる。 ・ 市町村等が行う地籍調査の実施面積について、21,000㎥という目標に対し、平成29年度末での実績は8,023㎥までの実施と、38%の達成率にとどまる。 ・ 未着手・休止市町村について、計画の中間年である平成26年度までに解消するという目標に対し、平成29年度末時点で447市町村が存在 <p>〈主な調査の結果と勧告〉</p> <p>次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 認証遅延・送付遅延の発生</p> <p>地籍調査により作成された地籍図及び地籍簿は、一般の閲覧に供された後、①都道府県知事の認証を経て、②成果の写しが登記所（注2）に送付され、③地籍簿に基づき登記記録の内容の変更等が行われ、地籍図の写しは登記所備付地図として備え付けられる。国土交通省は、地籍図及び地籍簿の作成後6か月以上にわたって認証請求の手続を行っていないものを「認証遅延」、認証後6か月以上にわたって地籍図及び地籍簿の写しを登記所に送付していないものを「送付遅延」としている。</p> <p>調査の結果、全国では、平成30年1月時点における認証遅延と送付遅延の面積の合計は2,072㎥であり、22年度から29年度の間全国各市町村等が実施した地籍調査の実施面積（8,023㎥）の25.8%に相当する面積となっている。認証・送付が行われなければ、地籍調査の成果が登記所備付地図とならず、政策効果・行政コストの面から問題と考えられるが、国土交通省は、認証・送付の遅延の状況を把握等しているものの、具体的な解消策を示すには至っていない。</p> <p>このような状況を踏まえると、国土交通省は、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。</p> <p>(2) 土地所有者等の立会の弾力化措置の活用状況</p> <p>地籍調査における一筆地調査（現地調査）は、原則、土地所有者等の立会いが必</p>

要とされ、従来、立会いが無い場合、市町村等は筆界未定として処理していたところ、国土交通省は、筆界を明らかにする正確な地積測量図等の客観的資料があれば、市町村等は法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）と協議の上、筆界の調査を可能とする立会いの弾力化を措置（地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第4項（注：令和2年6月の準則改正前の同条第3項））した。

調査の結果、71%の市町村が立会いの弾力化措置の適用実績がなく、これらの市町村では、客観的資料が具体的にどのようなものか分からない、適用可能なケースが明らかでないため、具体的な運用事例を示してほしいなどとしていた。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、準則第30条第4項の適用に当たっての具体的な運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。

(3) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用状況

国土調査法第19条第5項において、国土交通大臣等は、土地に関する様々な測量及び調査を行った者が、当該測量及び調査の成果について、国土調査の成果としての認証を申請した場合であって、その精度又は正確さが国土調査と同等以上であると認めた場合に、当該測量及び調査の成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定（以下「19条5項指定」という。）することができることとされている。

19条5項指定の活用状況は、第6次十箇年計画期間中において、実施面積の目標（D I D（注3）を中心に）約1,500㎏に対して18.9%と低調となっており、このうち81.4%が法令による義務付け等により指定を受けるものとなっている。

国土交通本省、地方整備局等は、19条5項指定の活用促進を図るため、関係団体等に対し、周知・広報を実施している。調査対象都道府県・市町村の中には独自に制度を周知しているところもあるが、国土交通省はこうした取組の具体的な内容や工夫事例について把握していない。

また、調査対象都道府県・市町村からは、19条5項指定の申請に時間と手間が掛かる、追加作業が発生する等の意見、あるいは、地籍整備推進調査費補助金の周知方法に係る意見や19条5項指定の要件を満たすためのコストと見合わないとの意見などがあった。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、19条5項指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要がある。

(4) 法務局等と市町村等の連携状況

ア 国土交通省は、都市部における地籍整備の進捗状況を改善するため、市町村等からの協力要請に応じ、法務局等が地籍調査に係る住民説明会、現地調査及び成果案の閲覧に出席又は協力（以下「実務的協力」という。）することについて、都道府県を通じて市町村等に周知している。

調査の結果、実務的協力について法務局等に要請した市町村数は、調査対象104市町村のうち、延べ18市町村にとどまり、協力を要請していない市町村は、要請できること自体を知らない、どのような協力が得られるか分からないなど制度の不知をその理由としていた。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知する必要がある。

イ 地図作成作業（注4）の実施地区の周辺地域では、住民の地籍調査への関心が醸成される可能性が高いことから、法務局等は、作業実施地区の周辺地域での地籍調査を実施するよう市町村に働きかけなどを行うこととされている。

調査の結果、調査対象 23 法務局等のうち、83%の法務局等が市町村に対して地籍調査の働きかけを実施していないなど、法務局等と市町村との連携は十分に図られているとは言い難い状況であった。また、このようなことから、地図作成作業の実施地区を市町村と協議・調整の上で選定する法務局等も少数となっており、両者が事前に協議・調整していないため、地図作成作業と地籍調査の実施地区が重複している例がみられた。

このような状況を踏まえると、法務省及び国土交通省は、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。

(5) 国・地方公共団体における進捗率の把握状況

調査の結果、国土交通省は、毎年度、都道府県から、市町村等における地籍調査の実施状況を把握し、また、進捗率の把握に当たり、「地籍調査実施地域の面積」として自ら整理した面積（注4）を用い、「地籍調査の対象面積」として「第5次国土調査事業十箇年計画」（平成12年5月23日閣議決定）策定時に算定した面積を用いている状況がみられた。

さらに、「地籍調査の対象面積」の定義の詳細を国土交通省が明確にしていないことから、「地籍調査の対象面積」に含めることとなっている「土地区画整理事業の実施地域」を除外している例（5市町村）や、今後、地籍調査を実施する必要のない「法務局等が行う地図作成作業の実施地域」を地籍調査の対象面積に含めている例（4市町村）がみられた。「地籍調査実施地域の面積」についても、国土交通省が用いるデータと、同省が、毎年度、都道府県から把握しているデータに乖離があり、これらにより、同省が公表している地籍調査の進捗率は、同省が、都道府県から把握している進捗率と整合が図られていない。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行う必要がある。

なお、地籍整備の推進は、災害からの迅速な復旧復興や円滑なまちづくり等のために極めて重要とされている。調査の結果、地籍調査を実施していたことから、①被災前の現況を図面上で再現して早急に復旧計画を策定し、災害復旧を迅速に進められた例や②区画道路拡幅事業において、期間の短縮及び測量経費の削減ができた例がみられた。

- (注) 1 地籍調査の対象面積（全国土面積から国有林野・公有水面等の面積を除いた面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合
2 法務局等及びこれらの支局又はこれらの出張所をいう。
3 「D I D」は、人口集中地区を示す「Densely Inhabited District」の略語であり、国勢調査において設定される人口密度が1ha当たり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を示す。
4 法務局等による登記所備付地図に備え付けられる地図で、各土地の位置及び区画（筆界）を明確にできるものを作成する作業
5 地籍調査の実施面積等調書において報告された「市町村等が行った地籍調査の実施面積」、国土交通省が自ら整理した「基本調査の実施面積」及び「国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等による面積」の合算

勧告	政策への反映状況
<p>1 認証遅延及び送付遅延の解消策の検討、市町村への技術的助言</p> <p>国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる観点から、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>認証遅延及び送付遅延の解消に向けて、令和2年1月に認証等の状況に関する調査(市町村を対象に従来から実施)を実施するとともに、都道府県に対するヒアリング等を順次実施して、地方公共団体ごと及び調査地区ごとの取組状況を把握した。この結果、(1)認証遅延では、①筆界未定の解消に時間を要している例、②全ての所有者等が閲覧したことを確認するのに時間を要している例などが、(2)送付遅延では、①認証後、成果の写しを登記所に送付するまでの間に土地所有者等から誤りがある旨の申出があり、関係者との協議に時間を要している例、②成果の写しの送付後、登記所から、登記所の地図情報と整合しないとの連絡を受け、修正に時間を要している例などがあることが確認された。</p> <p>このような状況を踏まえ、(1)認証遅延では、筆界未定が存在しない区域と存在する区域に区切った上で、前者を先に認証することや、筆界特定制度を活用すること、(2)送付遅延では、法令や地籍調査に関する通知等に基づき、登記所からの指摘への対処方法を市町村に示すことにより、各遅延の解消につながるよう、関係する市町村の調査地区ごとに順次個別の助言を行っている。</p> <p>このほか、令和2年3月27日、第201回通常国会において成立した土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)により国土調査法が改正され、国土交通大臣の市町村等への援助規定が新設された。加えて、地籍調査に関する助言を行う有識者等(地籍アドバイザー)の地方公共団体等への派遣について、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定。以下「第7次十箇年計画」という。)に位置付けた。これらを踏まえて、地籍アドバイザーの対応分野について認証遅延、送付遅延等にも対応できるよう見直しを行い、認証遅延や送付遅延が発生している市町村への支援を強化した。</p> <p>また、都道府県に対し「地籍調査成果の認証の請求に係る取扱いについて」(令和2年10月5日付け国不籍第209号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)を発出し、管内の市町村等にも周知するよう依頼して、地籍調査の成果の認証請求に至るまでの留意点を周知するとともに、調査終了から原則として3か月以内に、遅滞なく認証請求を行うよう要請した。</p>
<p>2 土地所有者等の立会いの弾力化措置の運用事例の集約・整理、市町村への提供</p> <p>国土交通省は、筆界未定の予防を促進する観点から、準則第30条第4項の適用に当たっ</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>準則第30条第4項を適用した事例を集約・整理した事例集について、令和3年2月に都道府県に送付し、管内の市町村等に周知するよう依頼した。今後、当該事例集について、都道府県及び市町村の地籍調査担当職員(以下「地方公共団体の担当者」という。)を対象とした国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課主催の研修会(例年7月及び9月～12月に開催)や都道府県の地籍調査担当職員(以下「都道府県担当者」という。)を対象とした会議(例年7月及び2月に開催)、地方公</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ての具体的な運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。</p>	<p>共団体の担当者を対象とした国土交通大学校における研修（例年5月に開催）、都道府県別の会議・研修等（例年6月～12月に開催）の機会を捉えて説明する予定としている。</p> <p>このほか、筆界未定の予防を促進する観点から、第7次十箇年計画において、土地所有者が不明等の場合でも地籍調査を進められるような新たな調査手続の活用を促進することを位置付けるとともに、令和2年6月の準則改正により、一部の土地所有者等の所在が不明な場合でも、筆界案の作成及び公告の手続を経て調査が行えるよう措置した。</p> <p>また、準則第30条第4項について、改正を踏まえた運用通知（「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領」（令和3年1月29日付け国不籍第435号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知））を都道府県に対して発出し、市町村等にも周知するよう依頼した。</p>
<p>3 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用実績に係る検証</p> <p>国土交通省は、19条5項指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要がある。</p>	<p>（国土交通省）</p> <p>19条5項指定制度の活用が十分に進んでいない原因・理由について、民間事業者等が19条5項指定を申請すると、申請せずに事業を行う場合には発生しない追加的な手間が掛かることなどが、「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書」（令和元年6月28日国土審議会土地政策分科会企画部会・国土調査のあり方に関する検討小委員会）において指摘された。具体的には、民間事業者等にとって、申請自体は事業実施に必須ではない中で、申請用の資料の整理を含め、申請手続に係る事務作業が負担となることなどが挙げられる。</p> <p>国土交通省としては、上記の報告書における指摘を踏まえ、意欲的に19条5項指定申請に取り組んでいる市町村等や民間事業者と令和元年7月から10月にかけて意見交換を行い、民間事業者等にとってはメリットが感じられないとされる一方で、地籍調査の実施主体である市町村等にとっては、19条5項指定がなされれば効率的に地籍整備を進めることにつながるというメリットがあり得ることを確認した。</p> <p>これらを踏まえ、19条5項指定制度の活用を促進するための方策として、令和2年3月の土地基本法等の一部を改正する法律により国土調査法が改正され、地籍調査を行う市町村等が、民間事業者等に代わって申請できるよう措置された。また、第7次十箇年計画においても、19条5項指定制度の更なる活用の促進について位置付けた。</p>
<p>4 法務局等による地籍調査への具体的協力内容を市町村等に周知</p> <p>国土交通省は、都市部など地籍調査の実施が困難な地域における地籍調査を推進する観点から、市町村等に対</p>	<p>（国土交通省）</p> <p>地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、令和2年3月の土地基本法等の一部を改正する法律により国土調査法の改正と一体的に行われた不動産登記法（平成16年法律第123号）の改正において、地方公共団体が筆界特定の申請をできるよう措置されたこと等を踏まえ、第7次十箇年計画において地方公共団体と法務局との連携の促進について位置付けるとともに、令和2年6月に準則を改正して、地籍調査を行う市町村等が、地籍調査に関し、登記所に備え付けられている資料との</p>

勧告	政策への反映状況
<p>し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知する必要がある。</p>	<p>整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務を司る登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができることを明記した。</p> <p>また、令和2年9月、都道府県に対し、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容等に関する通知（「地籍調査の実施における法務局との連携について」（令和2年9月29日付け国不籍第197号国土交通省大臣官房土地政策審議官通知））を発出し、管内の市町村等に周知するよう依頼した。これについて、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課主催の研修会（例年7月及び9月～12月に開催）や都道府県担当者会議（例年7月及び2月に開催）、地方公共団体の担当者を対象とした国土交通大学校における研修（例年5月に開催）、都道府県別の会議・研修等（例年6月～12月に開催）の機会を捉えて、その都度、説明を行っている。</p>
<p>5 地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進</p> <p>法務省及び国土交通省は、人口集中地区（DID）における地籍整備を、より一層推進する観点から、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。</p>	<p>（法務省）</p> <p>法務局等が実施する地図作成作業と市町村が実施する地籍調査の実施予定地区の重複を防ぐとともに、地図作成作業の実施予定地区等に関する都道府県や市町村の要望を踏まえた、より実効性のある実施地区の選定を行う観点から、地図作成作業の実施予定地区等の情報について、地図作成作業の計画上の市町村に対して教示することとした上で、地図作成作業の計画を変更するに当たっての判断基準、都道府県及び市町村から実施予定地区に関する要望があった場合の対応方法等を各法務局等に通知した（「登記所備付地図作成作業における作業計画の変更の在り方について（依命通知）」（令和元年12月26日付け法務省民二第722号法務省民事局民事第二課長依命通知）。以下「令和元年依命通知」という。）。</p> <p>上記の令和元年依命通知において、地図作成作業と地籍調査の連携を促進し、その相乗効果を図る観点から、考慮すべき要素の一つとして、「地図作成作業の実施予定年度と同時期に隣接する地区で地籍調査の実施が予定されている地域であること」を判断基準として明示した。</p> <p>令和元年依命通知を受けた法務局等では、地図作成作業計画の実施予定地区等を同計画上の市町村等に教示し、市町村等と協議・調整を行った結果、令和元年依命通知発出後から令和3年1月末までの間に、市町村等の要望を踏まえつつ、新たに明示した判断基準に基づき、9か所の法務局等における地図作成作業の計画が変更されており、そのうち、地図作成作業の実施予定地区と地籍調査の実施予定地区とが重複していたため変更したものが2件であった。</p> <p>なお、令和元年依命通知の内容については、令和2年2月に開催された都道府県担当者会議を通じて都道府県及び市町村に共有されていることに加え、国土交通省が3年1月に都道府県及び市町村向けに通知した地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会設置要領の内容については、法務局等に通知を発出して共有しており、法務省及び国土交通省が連携して相互に周知を図っている。</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>(国土交通省)</p> <p>第7次十箇年計画において、地方公共団体と法務局との連携の促進について位置付けた。また、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう、地籍調査及び地図作成作業に関する様々な事項について連絡及び打合せを行う地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会の設置要領について、地図作成作業の実施計画及び実施状況、令和2年3月の土地基本法等の一部を改正する法律による不動産登記法の改正で可能となった筆界特定の申請予定等を打合せ事項に追加するなどの改正を行い、3年1月に都道府県に対して通知を發出し、管内の市町村等に周知するよう依頼した(「地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会設置要領について」(令和3年1月19日付け国不籍第379号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知))。当該通知については、同日付で法務省から法務局等へ周知された。</p> <p>また、法務省が發出した令和元年依命通知について、令和2年2月の都道府県担当者会議において議題に盛り込み、都道府県へ直接説明する場を設けるとともに、会議の内容について市町村への周知を依頼した。</p>
<p>6 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に係る取組</p> <p>国土交通省は、PDCAに基づいた地籍整備を推進する観点から、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行う必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>第7次十箇年計画の前提となる地籍調査の対象面積等の整理について、令和元年8月に、国土交通省から、対象面積の定義等を記載した要領を都道府県及び市町村に示して作業依頼するとともに、把握した数値について確認した。</p> <p>また、令和2年2月の都道府県担当者会議において数値の精査及び整合を図る方針について説明し、追加的な確認を経て、国と都道府県及び市町村の保有するデータの整合を図った上で、第7次十箇年計画に記載する進捗率の算出を行った。</p> <p>さらに、地図作成作業の実績と地籍調査の実績を合わせた都市部の実施面積や進捗率について算出し、令和2年8月、国土交通省のホームページに公表した。具体的には、地籍調査対象地域全体における人口集中地区(D I D)の面積(12,673 km²)に対して、令和元年度までの地籍調査の実施面積は3,259 km²であり、進捗率は26%であるところ、地図作成作業の実績(258 km²)を合算すると実施面積は3,517 km²となり、進捗率は28%(+2ポイント)となった。当該進捗率については、地図作成作業の実績と地籍調査の実績を合わせた都市部の地籍整備の進捗状況を示す指標として、毎年度更新の上、地籍調査の進捗率と合わせて公表していくこととしている。</p>